

中土佐町公告第97号

公募型プロポーザルの執行について

道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

令和8年8月27日

中土佐町長 池田 洋光

1. 業務名

道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案

2. 業務内容

別紙「道の駅なかとさテナント施設『パン屋棟』活用提案に係る仕様書」による

3. 履行期限

賃貸借契約締結の日から令和14年3月31日までとする。

4. 参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本町や道の駅なかとさ指定管理者及びテナントと連携、協力することができ、地域住民から愛される店づくりを目指していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 中土佐町暴力団排除条例（平成22年中土佐町条例第32号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員等に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 本町の入札参加資格者名簿に登載されている場合は、本町からの指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対する事を目的とした団体でないこと。

5. 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 虚偽の内容が記載されている場合
- (2) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (3) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 契約を締結するまでの間に「4 参加資格」の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6. 事務局

中土佐町役場 まちづくり課

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼6663番地1

電話番号 代表0889-52-2211

直通 0889-52-2365

E-mail : machi@town.nakatosa.lg.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「道の駅なかとさテナント施設『パン屋棟』活用提案に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

8 委託事業者の選定手順

- (1) 道の駅なかとさテナント施設「パン屋棟」活用提案に係る公募型プロポーザル審査委員会において別紙の審査基準に基づき総合的に審査を行う。
- (2) 得点が最も高い1者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点1者を選定する。
- (3) 事前に事務局において参加資格を審査し、また応募が4者以上の場合は、事前書類審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査を受ける者を3者に絞り込む。
事前審査の結果については、10月9日（金）に全参加者に郵送で通知する。
なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けない。

(4) 審査基準

審査項目及び審査基準については「道の駅なかとさテナント施設『パン屋棟』活用提案に係る公募型プロポーザル審査要領」に示す。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は中土佐町公式ホームページからダウンロードできます。また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL <https://www.town.nakatosa.lg.jp/>)

10. その他

詳細は「道の駅なかとさテナント施設『パン屋棟』活用提案に係る公募型プロポーザル実施要領」による。